

	医療計画別表7に掲載 (患者の選択に資する観点)	医療機関間のみで共有する一覧に掲載 (医療機関間の連携に資する観点) ※医療計画とは別物として作成し、非公表とする	
領域	<p>地域精神科医療提供機能を有する <医療計画本体の記載> 【機能の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者本位の精神科医療を提供する ・ ICFの基本的な考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供する ・ 地域の保健・医療・福祉・介護の関係機関との連携協力を行う 	<p>精神疾患の医療提供に係る設備等を有する (下記の設備等を有する) 又は 各領域における拠点機能を担う (下記の拠点機関等として指定等を受けている)</p>	<p>各領域ごとに定める具体的な体制・設備等を有する (下記の体制・設備等を有する)</p> <p>※ 国の指針において医療機関を明確にすることを求められているものは★印としている ※下記の体制・設備等について、医療機関間の連携に資する観点から、追加すべき又は削除・変更すべきものがあれば、ご意見をいただけますと幸いです。</p>
	<p>上記の機能を有する旨、医療機関から申出があれば掲載。下記の条件を満たしていることを想定しているが、そうでない場合も医療機関の判断で掲載可能。</p>	<p>下記の設備等については、有している旨医療機関から申出があれば掲載。 また、各種拠点機関については、道において把握しているため、道で掲載。</p>	<p>下記の体制・設備等を有している旨、医療機関から申出があれば掲載。</p>
全体		<ul style="list-style-type: none"> ○精神科病床を有する ○精神科デイケア施設を併設している ○精神科ナイトケア施設を併設している ○精神疾患患者に対応する地域医療連携室を設置している <p>※上記のほかに、精神疾患全体に係る設備等で、患者の選択に資する観点から追加したほうがよいものがあれば、ご意見をいただけますと幸いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 精神保健福祉士の配置人数 ② 公認心理師の配置人数 ③ 臨床心理士の配置人数
統合失調症	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 	—	<ul style="list-style-type: none"> ① mECTを実施できる★ ② 抗精神病特定薬剤治療管理料に係る届出をしている★ ③ CPMS (クロザリル患者モニタリングサービス) の登録医療機関である
うつ病・躁うつ病	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 ○ 心療内科標榜医療機関 	—	<ul style="list-style-type: none"> ① mECTを実施できる★ ② うつ病・躁うつ病に係る認知行動療法を実施できる★ <p>厚生労働大臣が定める次のいずれかの保険診療に係る届出をしている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知療法・認知行動療法1 ・認知療法・認知行動療法2
認知症	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 ○ 心療内科標榜医療機関 ○ 認知症を診療する神経内科・脳神経外科標榜医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症疾患医療センター (基幹型・地域型・連携型の別) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 鑑別診断実施施設である 認知症の鑑別診断を実施することができる医療機関であって、次の要件をいずれも満たすもの ア 「日本老年神経医学会専門医」、「日本認知症学会専門医」又は「認知症に係る経験が5年以上の医師」が専任配置されていること イ 臨床心理技術者が1名以上配置されていること (兼務可) ② 専門医 (④を除く) が専任されている ③ ④以外の医療機関で「日本老年神経医学会専門医」又は「日本認知症学会専門医」が専任されているもの ④ 認知症治療病棟を有する 認知症の専門病棟を有する医療機関であって、厚生労働大臣が定める次の保険診療に係る届出をしている施設 ・認知症治療専門病棟入院料届出医療機関 ⑤ 重度認知症デイ・ケア施設である 重度認知症デイ・ケアを実施している医療機関であって、厚生労働大臣が定める保険診療に係る届出をしているもの ⑥ 自医療機関で以下の画像診断が実施できる (※実施できるものをすべて選択) 1. CT 2. MRI 3. RI検査 4. 脳波検査 5. SPECT 6. DAT-SCAN <p>※前回部会でご意見が出ていた各種検査について、認知症の項目に記載しましたが、他の疾患にも記載すべき、他の検査も追加すべき等あれば、ご意見をいただけますと幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 連携先医療機関で以下の画像診断が実施できる (※実施できるものをすべて申告) ⑧ ①～⑥と同様
児童・思春期精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童精神科等標榜医療機関 医療法に基づく診療科目として、児童・思春期精神医療に関する「児童精神科」、「小児精神科」又は「児童思春期精神科」等を標榜している医療機関 ○ 児童・思春期精神疾患の診療を行う小児科標榜医療機関 	—	<ul style="list-style-type: none"> ① 入院医療機関 厚生労働大臣が定める次の保険診療に係る届出をしている医療機関 ・児童・思春期精神科入院医療管理料★ ・小児入院医療管理料5 (医療法第7条に基づく精神科病床を有する医療機関に限る) ② 専門医・認定医等 次に掲げる専門医・認定医等が勤務する医療機関 ・日本児童青年精神医学会認定医、日本小児精神神経学会認定医、日本小児神経学会専門医、日本小児心身医学会、日本小児科医学会子どもの心相談医
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 ○ 児童精神科等標榜医療機関 医療法に基づく診療科目として、「児童精神科」、「小児精神科」又は「児童思春期精神科」等を標榜している医療機関 ○ 発達障がいの診療を行う小児科標榜医療機関 	—	<ul style="list-style-type: none"> ① 診断に必要な以下の心理検査が実施できる (※実施できるものをすべて選択) 1. ロールシャッハテスト 2. … (その他必要な検査を追記) <p>※前回部会でご意見が出ていた検査を記載しましたが、追記すべき検査について、ご意見をいただけますと幸いです。</p>
アルコール依存症	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症専門医療機関 (アルコール依存症) ○ 依存症治療拠点機関 	<ul style="list-style-type: none"> ① 依存症集団療法が実施できる
薬物依存症	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症専門医療機関 (薬物依存症) ○ 依存症治療拠点機関 	<ul style="list-style-type: none"> ① 依存症集団療法が実施できる
ギャンブル依存症	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症専門医療機関 (ギャンブル依存症) ○ 依存症治療拠点機関 	<ul style="list-style-type: none"> ① 依存症集団療法が実施できる
外傷後ストレス障害 (PTSD)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 	—	<ul style="list-style-type: none"> ① PTSDに係る認知行動療法を実施できる 厚生労働大臣が定める次のいずれかの保険診療に係る届出をしている ・認知療法・認知行動療法1 ・認知療法・認知行動療法2
高次脳機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 ○ 高次脳機能障がいに係る診療を行うリハビリテーション科標榜医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高次脳機能障害支援拠点医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ① 診断に必要な以下の心理検査が実施できる (※実施できるものをすべて選択) 1. 失語症検査 2. … (その他必要な検査を追記) <p>※前回部会でご意見が出ていた検査を記載しましたが、追記すべき検査について、ご意見をいただけますと幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 高次脳機能障がいに係るリハビリテーションが実施できる ③ リハビリテーション科病棟を有する
摂食障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科標榜医療機関 	—	<ul style="list-style-type: none"> ① 摂食障害入院医療管理加算に係る届出をしている ② 摂食障がいに係る認知行動療法を実施できる 厚生労働大臣が定める次のいずれかの保険診療に係る届出をしている ・認知療法・認知行動療法1 ・認知療法・認知行動療法2

領域	地域精神科医療提供機能を有する <医療計画本体の記載> 【機能の内容】 ・ 患者本位の精神科医療を提供する ・ ICFの基本的な考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供する ・ 地域の保健・医療・福祉・介護の関係機関との連携協力を行う	精神疾患の医療提供に係る設備等を有する (下記の設備等を有する) 又は 各領域における拠点機能を担う (下記の拠点機能等として指定等を受けている)	各領域ごとに定める具体的な体制・設備等を有する (下記の体制・設備等を有する) ※ 国の指針において医療機関を明確にすることを求められているものは★印としている ※ 下記の体制・設備等について、医療機関間の連携に資する観点から、追加すべき又は削除・変更すべきものがあれば、ご意見をいただけますと幸いです。
てんかん	○ 精神科標榜医療機関 ○ てんかんを診療する小児科、神経内科、脳神経外科標榜医療機関	○ てんかん診療拠点機関 (てんかん地域診療連携体制整備事業)	① 専門医 (〔日本てんかん学会専門医〕を配置している)
精神科救急・身体合併症	(非公表) ○ 北海道精神科救急医療体制整備事業実施要綱に定める次の医療機関 ア 精神科救急医療施設 イ 合併症受入協力施設 ウ 遠隔地域支援病院 エ 後方支援病院	-	① 精神科救急医療機関 (北海道精神科救急医療体制整備事業) である ② 合併症受入協力施設 (北海道精神科救急医療体制整備事業) である ③ 遠隔地域支援病院 (北海道精神科救急医療体制整備事業) である ④ 後方支援病院 (北海道精神科救急医療体制整備事業) である ⑤ 精神科リエゾンチーム加算に係る届出をしている
自殺対策	○ 精神科標榜医療機関 ※ 手挙げこじまないと考えられるため削除	-	① 精神科急性期医師配置加算に係る届出をしている ② 精神科リエゾンチーム加算に係る届出をしている ③ 救急患者精神科継続支援料に係る届出をしている
災害精神医療	○ DPAT設置医療機関 ※ 拠点機能として記載するため削除	○ DPAT設置医療機関	
医療観察法	(非公表) ○ 指定通院医療機関	-	-

※ 公表は各医療機関の同意を得て行う。